平成２２年（フ）第５２０号
和歌山県紀の川市古和田261番地10
債務者　湯川　秀世（旧姓古野）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５２１号
和歌山県紀の川市古和田338番地
債務者　来明繊維こと　古野　真一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５３９号
和歌山県岩出市北大池118番地　５―505号
債務者　川原　由也
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５４５号
和歌山市狐島556番地の１　レジデンス安庵101号
債務者　丸尾　勝康
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７４号
和歌山県紀の川市東国分741番地19
債務者　三宅設備こと　三宅　尊弘
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７８号
和歌山市東高松１丁目１番10号
債務者　中地　一吉
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５７９号
和歌山市東高松１丁目１番10号
債務者　中地　郁江
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２０７号
山口県周南市大字徳山1012番地の93　淡路荘203号
債務者　杉山　三好
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２３９号
福島県いわき市四倉町上仁井田字東ノ内54番地の３
債務者　川口　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２４２号
福島県いわき市佐糠町東２丁目３番地の12
債務者　三島　一夫
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２６１３号
神奈川県大和市上草柳７丁目10番23号　サニーハイツ第３―103号
債務者　小杉山春男
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４２号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目35番地１　アーバンドエル瀬谷２―201号
債務者　山岸　大樹
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７６６号
横浜市磯子区丸山１丁目14番22―206号
債務者　森　恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７８４号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台７番３―303号
債務者　望月　美鶴
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８４０号
横浜市青葉区市ケ尾町1168番地２　市ケ尾センタービル505
債務者　吉留　育子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８４８号
神奈川県綾瀬市深谷中７丁目15番１号
債務者　見上さおり
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６５号
横浜市青葉区松風台48番地３　ブルーリーフ・K201号
債務者　江藤　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部